

組頭 治兵衛
松平相模守領分
同國同郡多古村

百姓 伊兵衛
利右衛門
清之吉
三之丞
新兵衛
長左衛門
彌五兵衛母
もよ
太右衛門
平兵衛
右惣代
右伊兵衛
村役人物代

組頭 吉左衛門
安藤次右衛門知行所
同國同郡嶋村

名主見習
死失
三郎左衛門祖父
善藏事
蓮臺半死
百姓 勘右衛門
百姓ニ而醫師
元亨
百姓 春吉
彦右衛門
政右衛門
佐兵衛
嘉左衛門
團右衛門
忠右衛門

平右衛門
作右衛門
茂左衛門
藤兵衛
六兵衛
縫之丞
平兵衛
市郎兵衛
半兵衛
縫左衛門
長右衛門
茂兵衛
仁兵衛
惣兵衛
彦左衛門

みつ
百姓 傳右衛門
久兵衛
十兵衛
多右衛門
新右衛門
同人母
いわ

右新右衛門
右平兵衛

組頭 重郎兵衛
同 彌兵衛

同國同郡岩部村

死失 百姓 武右衛門祖母
 百姓 清兵衛 諱
 同 吉右衛門
 同 利兵衛
 百姓ニ而杏 儀三郎 隣
 五郎兵衛
 五郎右衛門
 同人女房
 右惣代 右吉右衛門
 同利兵衛

村役人惣代

組頭 三郎右衛門
 松平小左衛門知行所
 上總國武射郡境村
 百姓利兵衛女房
 百姓惣左衛門
 村役人惣代
 組頭 勘左衛門
 山口采女知行所
 同國同郡岩山村
 百姓友右衛門
 村役人惣代
 組頭 利兵衛
 福嶋町 權兵衛店
 文右衛門 安五郎代 増五郎

寺社

御奉行所

下總法難記

名主 又兵衛代 半兵衛
 大塚日蓮宗 右權兵衛
 本傳寺 日 惠
 嶋津又之進家來
 足輕小頭 西村良右衛門代 村岡貞八
 同家來 肝付源之丞召仕 杉尾孫七代 齋藤 勘右衛門

安藤治右衛門知行所

下總國香取郡嶋村

日蓮宗 蓮妙寺
 妙光寺
 大相寺
 妙賢寺
 妙福寺
 廣宣寺
 妙榮寺
 右七ヶ寺無住ニ付兼帶
 松平相模守領分
 同國同郡多古村
 同宗 淨妙寺
 日 運

江原隼人正知行所

同國同郡岩部村

御朱印地

同宗安興寺

日立代

同宗大乘寺

日厚代

慈

同知行所

同國同郡澤村

同宗

鳳

竹

右兩寺無住ニ付兼帶

真淨寺

日 道

松平相模守領分

同國同郡南玉造村

同宗

蓮花寺

日 勇代兼

同領分

同國同郡北中村

同宗

本福寺

留主居

輪

妙福寺無住ニ付兼帶

妙觀寺

日 勤代兼

淨妙寺

日 遙

同領分

同國同郡多古村

同宗

妙光寺

日

妙藥寺

順

圓應寺無住ニ付兼帶

東福寺

日

右代兼

法福寺

日

岡野平兵衛知行所

同國同郡篠本村

天台宗

寶滿寺

即 順

堀金十郎知行所

同國同郡中佐野村

日蓮宗

妙道寺

無住ニ付兼帶

松平三郎太郎領分

同國同郡篠本村

同宗

弘經寺

日

青山伊賀守知行所

同國同郡飯塚村

同宗

妙朝寺 留主居

通學

同宗

妙福寺

日

有馬勇五郎知行所

同國同郡林村

同宗

法林寺

日賢代兼

松平次郎太郎知行所

同村

同宗

妙法寺

日

安藤次右衛門知行所

同國同郡東臺村

昇

同宗

本還寺

無住二付兼帶

初鹿野美濃守知行所

同國同郡染井村

同宗

妙還寺

日朝代俊

大久保越中守知行所

同國同郡荒北村

同宗

淨傳寺

日珠代兼

江原要人知行所

同國同郡助澤村

同宗

長榮寺

日

松平相模守領分

同國同郡船越村

禪

右兩人代兼

等

同宗大立寺

日苗他行二付代

留主居

奉

禪

津田鐵五郎知行所

同國同郡佐原村

同宗

淨國寺

日

新見育太郎知行所

同國同郡福田村

新義真言宗

龍性院

壽

同領分

同國同郡多古村

同宗

本蓮寺

淨

正

照隆

板倉伊豫守領分

同國同郡吉田村

日蓮宗

顯妙寺

日

同宗

妙久寺

日

內藤平重郎知行所

同國同郡府馬村

御朱印地

天台宗

修徳院

眞龍寺

門

長照院

眞圓

平田左近知行所

同國同郡鐮木村

日蓮宗

妙經寺

日者代

圓順

大澤主馬知行所

同國同郡千田村

同宗

廣宣寺

日

松平相模守領分

上總國武射郡飯櫃村

同宗

徳藏寺

圓

眞

順

憲

憲

猛

院

中

日

解

天保十一年

平兵衛印

天保十一年庚子十二月十六日

子十二月十九日

同新右衛門印

寺社

組頭

御奉行所

重郎兵衛印

寺社

御奉行所

同彌兵衛

差上申御請書之事

差上申御請書之事

一、今般私共儀不受不施宗門一件に付被_レ召出、御吟味之上被_レ仰渡、相濟候ニ付、歸村被_レ仰付、難_レ有仕合奉_レ存候。然上者、追而村方之御出役様被_レ成_レ御越、當人共へ者回心證文被_レ仰付、候砌、印形差上候様被_レ仰渡、奉_レ畏候。依而者右被_レ仰渡、之趣、相守差上候様可_レ仕候。依_レ之御請書差上候處如_レ件。

安藤次右衛門知行所
下總國香取郡嶋村

當人惣代

下總法難記

一、今般不受不施宗門一件に付、寺院方々_レに被_レ召出、御吟味之上逼塞被_レ仰付。然處歸村被_レ仰渡、候間、歸村之上銘々相濟罷在候様、私方止宿下總國香取郡多古村、日蓮宗淨妙寺日蓮外拾七人之可_レ申遣一段被_レ仰渡、奉_レ畏候。依_レ之御請書差上申處如_レ件。

天保十一年子十二月十九日
大里屋茂兵衛

寺社

御奉行所

且又、右證文被_レ仰付_二候村々銘々、同年七月上旬に關東御取締小川半藏様、長谷村玄菴館へ御止宿にて被_レ呼出_二、銘々御證文之印形被_レ爲_レ致、村々歸村仕候而相濟申候。

御寺院方逼塞之科被_レ仰付_二候而罷在候處、明ル壬丑正月月中旬に不_レ殘御差紙に而被_レ召出_二、右料御免有_レ之、下旬に者村々え歸村致し候事。

右讀合不_レ仕候。若し略字も可_レ有_レ之間。

大綱平兵衛記ス

下總法難記(終)

關宿傳記

【解説】國書解題に、「關宿傳記寫本一卷。下總關宿の神社、佛閣、名所、舊跡等を雜記したるものなり。著者の傳未詳」とある。著者今泉政隣は久世廣明の時の關宿藩士で、關宿郷土史の著述を思ひ立つて本書を得たこと序文に明かであるが、單に一篇の史料たるのみならず、一種の風土記として觀風察俗の便ありといへよう。卷末の識文を見ると、本書成つて十年後に杏花園(太田南畝蜀山人)が著者の稿本から直接謄寫せしめた事がわかり、更に嘉永四年には「懿」即ち關藩の舊族で本土の功績者たる懿信船橋隨庵が寫し終つて一校した事が知られる。今、筆者所藏の寫本に據り、閱讀上の便を考へて句讀點を打ち、漢文には反點を附け、なほ文法上から「聞へ」「見へ」「ゆへ」を「聞え」「見え」「ゆゑ」と改め、係結の誤を訂正したが、其の他は全く原文の儘にし、若干の頭注を加へた。(稻葉)

關宿傳記序

予生_二于關宿_一焉、長_二于關宿_一焉。故欲_レ蒐輯關宿之事蹟_二也久矣。寶曆癸未秋、予爲_二世子之贊御_一、移_二于東都_一、中間十有二年。給事繁冗、不_レ遑_レ顧_レ佗。安永甲午秋、復賜_二吾侯_一以_二關宿_一。是時、予爲_二監察_一、以_レ從_レ事、復移_二屋于關宿_一。因問_二故老_一、徧詢_二芻蕘_一、而莫_レ得_二其詳_一也。或持_二關宿傳記者_一示_レ予。閱_レ之僅數紙、寔太倉之稊米也。而亦難助也哉。因關_二其事者_一、以_二鎌倉將軍九代記_一、北條五代記等、抄_レ之、附_二于後_一、以備_二參考_一。且聊記_二所見_一聞_二之長語_一、以當_二茗話_一。嗚呼、載筆無_レ人、往事泯滅。可_レ勝_レ歎乎哉。將來同藩君子、補而正_レ之云。安永庚子二月初吉。今泉政隣序。

寶曆癸未
世子十三
世廣明
安永甲午
君侯は久
世廣明
安永庚子
は九年

關宿傳記

關宿城主之次第

梁田別氏の
坂東八幡の
事は別掲の
語を參照
されたい

長祿元年ヨリ天正十八年迄、百三十四年也。

濃州大垣工替ル時ニ一萬石加増

遠州横須賀工替ル

長祿元年ヨリ元和三年迄、百六十年也。天正十八年ヨリ元和三年迄、二十八年也。

長祿元年ヨリ元和五年迄、百六十二年也。

駿州田中工替ル

長祿元年打入三代居之

梁田中務大輔成助

同 後改河内守

同 河内守

同 中務大輔トモ云

同 出羽守國助

同 後河内守

天正十八年打入

二萬石

松平因幡守康元

同 甲斐守忠良

松平大隅守重勝

元和五年ヨリ

二萬二千石

小笠原左衛門佐政信

小笠原左衛門佐貞信

永十七年ヨリ

長祿元年ヨリ寛永十七年迄、百八十三年也。元和五年ヨリ寛永十七年迄、二十二年也。

明曆四年、爲京都所司代、在京、一萬石加増、寛文八年、二千石加増、而丹州田邊工替ル。

長祿元年ヨリ正保元年迄、百八十七年也。寛永十七年ヨリ正保元年迄、五年也。

外五千石伯父治郎右衛門工配分之後、專仕伊豆守重形、重常。

勢州龜山工替ル時ニ五千石加増。

長祿元年ヨリ明曆二年迄、百九十九年也。正保元年ヨリ明曆二年迄、十三年也。明曆三年丁酉年御伺之上、臺町分城内へ圍入。

備中庭瀬工替ル。

長祿元年ヨリ寛文九年迄、二百十二年也。明曆二年ヨリ寛文九年迄、十四年也。

參州吉田工替ル。

長祿元年ヨリ天和三年迄、二百二十六年也。寛文九年ヨリ天和三年迄、十五年也。

重之六萬石

長祿元年ヨリ寶永二年迄、二百四十八年也。天和三年ヨリ寶永二年迄、廿三年也。

關宿傳記

北條出羽守氏重

牧野内匠頭信成

同 佐渡守親成

明曆二年ヨリ

二萬三千石

板倉周防守重宗

同 阿波守重郷

同 隠岐守重常

寛文九年酉六月廿五日ヨリ

久世大和守廣之

同 出雲守重之

天和三年ヨリ 武鑑ニ元祿十ト有ハ誤也

牧野備後守成貞

同 備前守成春

七萬三千石

寶永二年ヨリ 久世大和守重之

關宿傳記

明和六己丑年十一月十五日、有命關宿城地并領分差上、於大坂向寄替地賜之。
長祿元年ヨリ明和六年迄、三百二十二年也。寶永二年ヨリ明和六年迄、六十五年也。寬文九年ヨリ明和六年迄、百一年也。

同 讚岐守輝之
同 出雲守廣明
明和七寅年ヨリ關宿御預り。
十一萬石 堀田相摸守 下總國佐倉城主
安永三年八月十三日、復賜關宿城主。

廣明萬石
共八千石
廣教は後

長祿元年ヨリ安永三年迄、三百十八年也。
寬文九年ヨリ安永三年迄、百六年也。
寶永二年ヨリ安永三年迄、七十年也。
明和六年ヨリ安永三年迄、六年也。

久世出雲守廣明
同 隱岐守廣敦

以下原文
のまゝに
して濁音
假名に濁
音を附け
ない

鎌倉の主足利成氏、康正元年極月、上杉憲忠を生害の間、同二年六月に、京方東海道軍勢并上杉衆攻寄、鎌倉にて雖ニ合戦、後に没落し、武州總州の間にて合戦數年也。終に鎌倉に不歸。長祿元年丁丑十月野田右馬之助が古城へ轉て、成氏古河の城え入。是は上代下河邊庄司行平が館也。依之築田河内守成助の母方の一門也。然る間、古河近所之關宿城を取立、古河城の難儀之時は、舟にて古河の城下へ乗付、加勢有之。古河と關宿の間、權現堂と云かきあけあり。是には木造といふ家來を置いて、急の時は兩城の助となる。此古城も今江河邊に有之。此木造といふ者、本國伊勢の侍にて、代々武功ある者也。此時、築田は關宿に入、里見、印東兩人は房州に打入、館山の城を取立。武田三河守、同右馬之助は上總に打入、眞里谷は廳南の城を取立。馬加陸奥入道常義は千葉胤直を討取、千葉の城へ打入。土岐彈正は萬木の城を取立つ。是皆長祿元年、關宿と同時に取立。成氏の代々味方也。

關宿合戦之次第。

文明九年七月、上杉宣政人數、同國市川の城より河邊押よせ來り攻候得共、寄手打負敗北す。明應二年、上杉方江戸、豊嶋、戸田、石神等押寄、合戦八日に及ふといへとも、終に寄手打負引返す。

石濱は石濱の誤か

此城、川向大六天神の社あり。此城敵向へは敗軍の節、かならず光り物飛來ると申傳ふる也。

天正元年、小田原氏政出馬、數日陣合戦に及ふといへとも、小田原方先手の大將武州石濱の城主千葉次郎といふ人を、築田の家來菊間圖書と申者組打に致し申候。其圖書長命にて、當代松平因幡守殿關宿御打入の節、因幡守殿え罷出、其時の分捕せし敵の陣刀并に甲、陣羽織迄所持仕罷出也。其子、甲斐守殿え御奉公仕有之、定て今佐渡守殿に少々殘可有之と存候。右之合戦にも氏政打負引取被申候。

千葉次郎墓、淺草石濱德泉寺に有之也。

天正二年閏霜月、氏政關宿え被向、今度は佐武義重、上杉輝虎も同意にて、後詰に出勢すといへとも落城せず。開陣す。天正十八年、太閤方加賀衆の人數とり詰といへとも、要害堅固に持堅め、扱にしてわたし申候。

天正二年合戦の時反古の寫

落城せず
は着城せ
すの誤か
他書に明
梁田降明
渡すたあ
る城とあ
して輝虎
すとい陣
らべきで
う

内々以御使、可被仰下思召候所に、遮而以代官懇に言上、喜入候也。去比、古河之地無心元之段、節々言上、御感悅候。抑、此度氏政關宿え被取詰候所、輝虎・義重等雖及後詰候、陣中備堅、因茲失利退散、羽生之地引明敗北。痢、佐竹・宇都宮令懇望、關宿開陣、併御靜謐之基候。定而可心易候。御識察候。依而一荷三種到來、目出度候。恐惶謹言。

おとし給ふ
ふ原文を
とし給ふ
安き心も
原文易き
心も

し、皆共に歸伏すへし。上杉の一族たとひ怨申すとも、東國の諸將更に非道不義の御企とは存すへからず。皆御味方に参りて退治いたさは、不日にしつまり候はむ事、掌のうちなるへし。早々思召立給へと申す、めければ、成氏兎角の思案にも及び給はず。同廿七日、管領右京亮憲忠を鎌倉の西御所に召寄せ、結城彦四郎氏家、同四郎成朝、其外、近習の侍十餘人、犇々と取籠て、難なく憲忠を打たりけり。長尾昌賢大きに驚き、こは何事ぞ、世の人定めて昌賢か不覺とや思ふへき。本の公方の胤を立しは、弓矢の冥加を存するかゆゑなり。今の管領の職を繼せしは、家門の舊勳を捨さらんか爲也。一旦の憤恨を以て永代の門眉をおとし給ふ成氏の御果報のつたなさよと、彈指してぞ歎きける。上杉の一族□を立て、鎌倉を立退、人數を催て成氏と相拒み、關東此故に亂れて安き心も無りけり。

成氏鎌倉没落。

口都は藤
都らしい
憲秋は顯
房の誤か

既に明て、康正元年正月にも成ければ、鎌倉の有様何となく物さわかしく、上杉禪秀か三男宮内大輔憲秋は、身の上に来る禍と思ひ、夜にまきれて武州の池龜と云所に立退しを、是も父の敵なれば、時刻を移さず討へしとて、結城成朝に五百餘騎を差添て向られけり。憲秋此由を聞て、迎も遁れぬ所と思ひ、自害して失にけり。上杉持朝の嫡男彈正少弼顯房は、夜瀬といふ所に落行けるを、同廿四日、結城成朝大勢にて押よすると聞えしかは、衆徒共は残りなく落うせて、只一族に山田三郎定頼か子息八郎□都斗を残り居たる。かくて、寄手の兵共闘を作てこみ入けるを、憲秋、藤都ぬきつれて打て出つ、門より外へ廻出し、深手あまた負たりしかは、二人ながら内に入て、家に火をかけ、さし違へてそ死にける。其外の輩、いかさま世の中靜なるへからすと、心々に成てみえし所

に、上杉の家臣長尾昌賢に相談して、憲忠か舍弟兵部少輔房顯を取立て、主君と定め、是を大將として軍兵をあつめけるに、關東諸國の兵士等、或は成氏に屬し、或は房顯に應じて、日毎に合戦絶る事なし。長尾昌賢一族相謀りて京都に訴申ければ、將軍家より奏聞を遂られ、成氏追討の繪旨に御旗を添て下し賜ふ。是に依て諸將悉く上杉に屬しかは、成氏終に討負て鎌倉を落て野州古河の城に楯籠り給ふ。上杉兵部少輔房顯、これより鎌倉に居住して關東の管領となり、長尾昌賢執權として謀をそめくらしける。

按するに、傳記に康正元年極月憲忠を殺すとあり。鎌倉管領九代記には、享德三年十二月廿七日憲忠を殺すとあり。恐くは傳記誤なるへし。

成氏公與上杉房顯對陣。

京都將軍
家譜には
享德三年
十二月鎌
倉管領成
氏殺上杉
杉之仇持
以報上杉
與上杉々
合戦云々
とある
おそれ
原文をそ
れて

文正元年正月に、左兵衛督成氏の軍兵八千餘騎、武州五十子といふ所に押出たり。管領上杉兵部少輔房顯、一萬餘騎にて馳向ひ、兩陣互に屯して足輕を出し、攻合つ、差たる軍はなかりけり。房顯俄に病出し、二月十二日、年三十二歳、陣中にて逝去あり。房顯の陣中、大に歎きおそれて、軍を引て鎌倉に歸りけり。成氏も亦兵を引て歸陣し給ふ。

成氏公與上杉顯定合戦敗北。付、和陸。

文明三年の春、成氏又軍兵を催して山内の管領上杉民部大輔顯定と戦ふ。成氏かなはずして敗北し、古河の城にもたまり得ず、千葉陸奥守康胤を頼みて、常州千葉の城にそ籠られける。康胤に扶助せられ、日を重ね、月を送り給へとも、心を寄る軍兵なし。今はひたすら潦倒の身となり、かすかなる御有様、口惜しうこそおほしけれ。

常州千葉
は總州千
葉の誤か

おぼしけ
ば原文を
ける

同十年七月、長尾昌賢さまへ申て、成氏と顯定と和睦の義を調へ、今年、成氏四十二歳、同十七日に再び古河の御所に歸り給ふ。關宿の城をは成氏の舊臣梁田中務大輔に預けらる。御所の有様、さすがに奇麗に住なされしを、舊主座を去て久しく成ぬれば、みしにもあらず荒に就て、八重葎門を閉、荻吹すさむ軒端の風、苔もりかぬる板間の月、物ことに愁を催しけり。大名小名も参りつとふ事もなく、今更本意を失ふ心地して、いさめる色はなかりけり。

按るに、傳記に長祿元年、關宿打入、成氏古河へ入給ふ同時の事とす。九代記には、成氏古河へ入給ふは康正元年の事にして、梁田關宿に入る事はみえず。爰に關宿を梁田に預らるゝとあるは、再び梁田に預らるゝか。長祿元年より文明子年までは其間廿一年也。白石先生、東國の事詳ならざること多しと、誠に然り。

一、傳記に、天正十八年、太閤衆加賀殿の人数取詰と云々。按に、三河記卷廿六、北條氏勝和陸、諸將向八州城といふ中に、

家康公仰けるは、氏勝味方に屬すと聞は、東國の輩は大略味方に與力すへし。氏勝を案内として、早く諸城を攻らるへしと宣へは、殿下尤と御同心あり。則淺野彈正少弼長政、石田治部少輔三成、木村常陸介重慈等か方へ下知あり。早く東國の城々を攻拔へし。本多忠勝監察とし、北條氏勝を案内者に附らる上に、猶旗本の健士大勢被差添、被仰付二面々手分して武州へ打入、江戸、羽生、奇物、忍、岩槻并に下總の佐倉、土氣、東金、關宿、古河、上野には足利、館林、其外の城々をも一々に攻拔へしと也。諸將畏て則大軍を引率して右の諸城に向ひけるに、東兵共、防戰難叶やおもひけん、皆悉く降参して寄手の勢に加りければ、猶大勢に成にけり。相

奇物は騎
西の誤か

殘る城としては、上州館林に、武州忍、岩槻、八王子僅に四ヶ城を懐へける。諸大將打寄て、先館林を攻落して、其以後、直に忍の城を攻へしとて軍兵の手分せり。

案に、前田利家、上杉景勝等は武州八王子、上州松枝、安中、倉賀野、本庄、深谷、武州松山、鉢形の城を攻しなり。傳記に、加賀勢關宿を攻るとあるは誤なるへし。此時、關宿城主の梁田出羽守政綱は小田原に籠城、關宿は梁田家人籠れり。栗橋城は大石越後守家人籠る。

三河記卷廿八、天正十八年七月十日に、氏政・氏輝自害して關東忽平均す。是偏に家康公の謀略故にとて、秀吉大に感悦し、關八州を不殘

家康公へ賜り、軍功を賞せらるに、只今迄

徳川殿領せらる參河・遠江・駿河・甲斐・信濃等は、秀吉か諸大名に配分致し候へし。徳川殿家人の中の兩輩を差向て、上總・下總を鎮らるへし。偕又、安房國は往昔よりも里見左馬頭領分也。今度も士卒を引連て、小田原へ馳來り、軍功を勵ませは、本領安房をは安堵せしむ。殘所は 徳川殿一圓に支配あるへし。左馬頭自今以後、 徳川殿の旗下と定む。此趣を里見にも申合候と、念比に宣ければ、

家康公甚悦し給ひけり。其後、

家康公は兩總を平けよとて、本多中務大輔忠勝、鳥居彦右衛門尉元忠、平岩主計頭親吉等に、五千餘騎を差添、上總・下總へ差向らる。是を聞て、安房・上總・下總の國侍は、城々の普請して防戰の用意しけるが、本多、平岩、鳥居等が大勢に見驚して、伊北、伊南、廳南、萬喜、古屋、一ノ宮、小濱、千葉、生實、鶴臺、勝浦、

矢作等を初として、兩總州には北條家支配の城々都て四十八城あり。此城々の守將共、敵寄來らは軍せんと、齒刃を鳴して待掛しか、前方の義勢に替り、敵の旗たに見る者なく、城を打捨、逃走る。適々止る者あれば、三大將押寄て一時攻にせめ取て首を切事敷をしらす。彌是に見懲して戦ふ者はなかりけり。此故に、三國共に平均す。

北條五代記の内。

- 一、弘治二丙辰年十二月十五日、晴氏公の若君左馬頭義氏公、葛西谷より下總國關宿へ移り給ふ。
- 一、天正元年癸酉の冬、關宿の城主梁田中務大輔謀叛す。北條氏政出馬し、關宿の城を攻る。佐竹義重、後詰として出陣すといへとも、かなはず引退く。梁田降參し、次の年五月十一日、城を明渡す。傳記に、天正二年閏霜月とあり。可考。
- 一、晴氏公關宿の城にて御他界の事、及び義氏公關宿より古河城へ移り給ふ時、關宿の御詠歌あり。鎌倉管領九代記に見えたり。下にしるす。
- 一、寛延元年の比かと覺ゆ。佐武門外渥の際に、三四百年程にもなるへき大なる皂莢樹あり。根より四五尺程皮斗になりてありしか、ある時、大風にて倒れたり。中より夥しく鉦子出たりと云。此皂莢根の所を伐て、江府一ツ橋上屋敷大書院の庭の木になしたり。
- 一、城第一の門を佐武門と稱す。佐竹義重此城を救し事、北條盛衰記等、其外にもみえたり。もし此時より名付しか。竹を武に改めたるか。

鉦子は鐵砲玉

まゐらせ
原文まい
らせ

公方晴氏逆心。付、御息元服。

古河の公方晴氏は、河越敗績の後は權威ことの外に衰へ、軍兵四方に別れ、今は僅に譜代舊恩の輩より外には付從ふ者なし。流石に北條氏康の爲□たくおはしませは、一旦の不儀を宛めまるらせ、時々祝儀をつとめらる。慇懃に使節を以て音信を通せらるゝ所に、晴氏又逆心をおこし給ひ、北條を攻へき企あり。氏康聞て大に怒り、時刻を移さず押よせ、攻破りて召捕まるらせ、つらく當りて懲し奉れとて、松田尾張守を大將として、七十餘騎を差添、同十月四日、古河の城に押寄せ、公方晴氏父子を生捕、あやしけなる籠輿に載せ奉り、小田原にそ歸りける。相州波多野といふ所に押籠て、嚴しく番をすゑられけり。晴氏さま／＼に怠狀し給ひしかは、氏康も我妹婿として、其腹に若君誕生し給ふ。彼是打捨かたく、晴氏をは隠居せさせまるらせ、弘治二年の春、御息を公方になし奉り、京都將軍の仰に依て元服あり。左馬頭に補せられ、義氏と號し、葛西か谷に移し奉りければ、北條方の諸將等、禮拜伺公のよそほひ、神妙にてを聞えける。

公方義氏鶴岡社參。

文祿元年四月中旬、關東公方左馬頭義氏朝臣、今年既に十八歳、御家督をうけて政事を行ひ給ふ。いよ／＼啓運祈願の爲、且は補職の拜賀の爲、鎌倉鶴岡の八幡宮に御參詣あり。公方義氏は網代の輿にめされ、供奉の人々、其出立花やかなり。此公方は北條氏綱の孫にて、北條家より取立まるらせし事なれば、御社參の儀式迄も皆氏康より取はやし奉り、大道寺孫九郎を奉行として、辻固八百五十餘人、路の兩方に並居て、用心きひしく非常をい

伺公は伺
候の誤か
開えける
原文開へ
けれ永
文祿は永
祿の誤か
文祿は北
條滅亡の
後である

番をす
原文番を
すへ

ましむ。關宿の城主梁田中務大輔は御劍を持、一色刑部少輔は御沓の役をうけたまはり、吉良左兵衛佐は御傘を仕る。公方は鳥居の本にて御輿より下り給ひ、歩行して拜殿に上り、禮拜祈念あり。寶劍一振、巻物一箱、黄金百兩、神馬二疋鞍置てそ曳れる。御下向の道に及びて事故なく、喜びの眉を開き、關宿の城を立て古河の故城へ入給ふ。左馬頭殿かくそ口すさみ給ひける。

名残なく過行春をせき宿のおしとめもせず夏たけにけり

北條氏康使を奉り賀し申されければ、御威勢ますます高く揚り、北條方の輩は首をかたふけ、禮を重くして忠勤の志をそはこひける。

晴氏逝去。

同五月廿七日、左兵衛督晴氏關宿の城にして逝去し給ふ。去年の暮より聊不例の氣ましくければ、醫療様々手を盡し、祈願色々信を凝し、小田原にても國府津の護摩堂において百座の護摩を修せられしかとも、更に其しるしもおはしませず。漸々重らせ給ひて、終にかくれさせ給ひけり。永仙院京山道統とそ號し奉りける。御臺所はなけき殊更にそおはしける。四十九日の御中陰果の日に至て御節をおろし、佛道に立入らせ給ひけり。

築田反逆。

天正元年冬、古河公方義氏の老臣築田中務大輔、下總國關宿の城に居て、軍兵を招きあつめ、北條氏政に逆心す。氏政一萬五千餘騎を率して押寄らる。城兵木造清左衛門以下二百騎、切て出たり。北條陸奥守の家來大石源左衛門、諸岡山城守さんくんに戦ひ、城中に追入しかば、重て首をもさし出さす。木戸をおろして堅く守る。佐竹義

おいて原
晴氏永仙
名は山道
院系仙法
統系山道
臺で大仙
英臺の宗
が寺に墓

重後詰の爲に馳向ふといへとも、かなはずして引退く。今は頼かたなく成果て、兵糧も乏しかりければ、次の年五月十七日、築田降参して城を是開渡しけり。

松平因幡守康元

御父ハ參州小川城主久松佐渡守定俊、御母ハ水野右衛門大夫御娘、神君之御異父弟也。廣忠卿御離別以後、定俊へ再嫁也。御子六人ヲ生玉フ。嫡子彌九郎定通。次ハ女子、松平玄蕃頭家清之室。次ハ三郎太郎康元。次ハ源三郎康俊。次ハ三郎四郎定勝後隠岐守。次ハ女子、松平丹波守康永之室也。康元松平姓ヲ賜ヒ、天正十八年九月十日、關宿ノ城ヲ賜フ。二萬石。是迄駿州沼津城一萬石を領せらる。今度一萬石御加増。慶長五年、石田亂ニハ江戸ノ城御留守居ヲ奉リ、御本丸ヲ守ラル。段々御忠節ヲ盡サレケル故ニ、天下泰平ノ後ニ、二萬石ノ御加恩ヲ被レ下、四萬石ヲ領シ玉フ。

松平甲斐守忠良

因幡守康元ノ御子也。忠良生得短氣ニテ、御爪ノバシタルコトヲ鼻ニカケ、奢侈専ラニシテ、御領私領ノ分チナク、鷹狩川狩等ヲ放マ、ニシ、傍若無人隣國ノ大名モモテアグミ、百姓町人難義ニ及フコト、勝テ云難シ。百姓共セン方ナク、御代官伊奈半十郎へ歎キ訴フ。又甲斐守百姓ハ忠良ノ權威ヲ頼ミ、非道ガサツヲフルマヒケルト聞エケレハ、右ノ百姓共テ不レ殘評定所へ被レ召、糺明ヲ遂ラレケルニ、關宿ノ百姓共、以ノ外非分ニ極リ、御咎ヲ蒙リケルガ、甲斐守此事ヲ怒リ、有時、殿中ニ於テ半十郎ニ申サレケルハ、我領分ノ百姓、理ヲ以テ非ニ落サル。其方カ所爲也ト。半十郎憚ル所ナク答テ、足下ノ百姓共、ヤ、モスレハ横道ヲ申出候。乍レ恐是御政道ノ精カラサル故ヤト存候。併足下ノ百姓ナレハトテ、政道ニ諛ヒ、此半十郎ハ得不レ仕候ト云。甲斐守身

忠良十年は天
正元年に長
生甲斐守に
元和二年任
守和に叙す
大元和に役
功大元和に
石大元和に
永元和に
四月十八日

康元は初
勝元は位
ひ従五位
下長八年
慶長五年
八月十八日

ニ對シ、慮外ナリト云ヨリ早、脇差ヲ拔討ニ切ラレケルカ、半十郎カ膝ニ當ル。諸人驚テ大勢立寄、双方ヘ引分ル。半十郎堪忍セス。是非討果スヘシト存スレト、殿中ヲ恐レ候間、御城外ニ於テ勝負スヘシト忿默止居ケル。サテ此喧嘩ノ子細、上聞ニ達シケレハ、家光公、半十郎ヲ御前ヘ被レ召、忝モ此ノ赴キ御尋有テ、其方カ立腹至極セリ。甲斐守カ短氣不行跡、不レ及ニ沙汰。依レ之江戸近クニ置マジ。今日ノ所爲、堪忍スヘシト、御直ニ御詫有ケレバ、半十郎必死ニ覺悟仕候ヘトモ、上意奉レ畏ト御請上、面目ヲ施テ退出ス。サテ甲斐守ヲ被レ召出、誠ニ政事ニ無レ私、民ヲ撫育シ、忠節無レ隱半十郎ヲ無實ヲ申カケ、殿中ヲ不レ省、短氣ノ仕方、旁以不屈至極也。急度可レ被レ仰付ニ候ヘトモ、父因幡守無二ノ忠節ヲ盡シ、且、格別筋目有テ以テ、御宥免被レ遊、濃州大垣ヘ所替被レ仰付。遠國ナレハ引料一萬石被レ下、被レ仰渡ケリ。忠良畏テ彼地ヘ移リ、先非テ悔、忠勤ヲ盡サレケリ。其後在國ノ節、俄ニ煩ヒ附、病氣以外ナル由、注進ス。家光公驚カセ玉ヒ、自然病死セハ残念ナルヘシ。存命ノ内ニ大名ニ可レ被レ仰付ニ旨、申キカセトノ上意ニテ、太田攝津守ヲ召テ、御直ニ御内意被レ仰渡、大垣ヘ被レ遣ケリ。攝津守尾州迄參着ス。忠良病死ノ旨告來ル。依テ太田ハ是ヨリ歸リケリ。忠良息男三人アリ。嫡子五郎憲良、二男數馬良尙、三男采女ト云。嫡子五郎家督被レ仰付。于レ時五歳也。信州小室ノ城ヘ本高五萬石ニテ所替被レ仰付、其後二十八歳ニテ病死、無レ實子、領地被レ召上。然ドモ舍弟兩人共ニ被レ召出、數馬ニ一萬石下サレ、從五位下佐渡守ニ叙ス。勢州長島城主ニ被レ仰付。是日本一萬石城三ノ一ツ也。兄憲良ノ妻ヲ永井信濃守入道信齊ノ女ナリ以テ佐渡守ヘ再嫁スヘキ旨、被レ仰付、婚姻ス。後隱居入道シ、意閑ト號ス。半左衛門尉忠勝嗣ク。定火消役ヲ被レ仰付。

以外は意
外の誤か

北條出羽守平氏重

桓武天皇ノ後胤伊勢守氏茂之一族也。氏茂ハ足利將軍家ニ仕ヘシカ、足利家次第ニ衰ヘ、立身スベキ勢不見ケレハ、氏茂京都ヲ出奔シ、勢州ヘ赴キ、自伊勢新九郎氏茂ト改、蟄居ス。亂世ノ事ナリケレハ、武者修行セント諸國ヲ廻リ、武將ヲ擇ヒ仕ヘ、立身セハヤト志ス。折シモ駿遠參三州ノ守領今川刑部大輔ハ姉婿ニシテ、頗ル武威ヲ兼タリ。先是ヲ頼ミ、從屬シケルニ、粗忠勤ヲ抽ケレハ、今川甚稱愛有テ、長祿二戊寅年、終ニ豆州葦山ノ城主トナル。稍程ヘテ後、同州堀越ノ御所茶々丸殿ヲ攻滅シケルヨリ、北條ヲ以テ稱號トス。明應三甲寅年、相州小田原城主、大職冠鎌足公ヨリ二十八代ノ後胤大森筑前守實頼ヲ、謀計ヲ以テ攻落シ、則居城トス。是ヨリ先、剃髮シ、北條氏茂入道早雲宗瑞ト號シ、禪法ヲ參得シ、武威關東ニ長上タリ。伊豆相模マテモ領シ、文龜三癸亥年、病死ス。其子左京大夫氏綱家督ヲ繼キ、尙勇烈ヲ以テ武州房州マテテ領國トナシテ病死ス。其子右京大夫氏康家督相續、是亦武功ヲ勵ケル程ニ、終ニ關八州ヲ押領ス。舍弟上總介綱成故有テ福島ト名乘リ、相州甘繩ノ城ニ居ス。後ニ武州川越ノ夜軍ニ本名北條ニ改ル。指物ニ地色ヲ黃ニシ、八幡宮ト書タリケレハ、地色八幡ト稱シテ、時ノ人武威ヲ恐ル。數度戰功ヲ顯シ、勝利ヲ得タリ。綱成卒去シテ息常陸介氏繁家督ヲ繼キ、諱ヲ康成ト改メ、叔父氏康ノ掣タリ。男女ノ子六人アリ。末男ヲ北條左衛門氏勝ト云。天正十八年、小田原合戰ニ家康公ニ降り、御家人トナル。此時氏政ハ自害シ、息新九郎氏直、家康公ノ御掣ナレハ、一命ヲ助ケサセラレ、高野山ヘ配流セラレ。左衛門大夫氏勝ハ氏直トハ再從兄弟故ニ、彼地ヘ隨從ス。文祿元壬辰年十一月十四日、豊臣家ハ氏直ヲ大阪ヘ召テ對面アリ。數年蟄居ヲ勞ラヒ玉ヒ、西國ニテ一ケ國ヲ進ラセント直々ニ

氏重は文
祿四年に
生れ八月
十八日下
に叙五年
に叙五位
下

地色八幡
は地黃八
幡と諸書
にあり

氏直は氏
直の誤

御契約アリケルニ、稍有テ痲瘡ヲ相煩ヒ、卒去セラレケリ。時ニ三十二歳也。氏勝ハ家康公ニ仕ヘ、本領相州甘繩一萬石ヲ領シ、病死ス。實子ナク、家督斷絶セン事ヲ患ヒ、保科彈正忠正直ノ三男ヲ養子ニ仕度旨、先達テ公聞ニ達シケレハ、願ニ任セラレ、家督被ニ仰付、從五位下北條出羽守氏重ト叙シ、忠勤セルヲ以テ、寛永十七庚辰年ニハ壹萬石御加恩ヲ領シ、下總國關宿ノ城ヘ交替ス。正保元甲申年、再ニ千石加増ヲ賜リ、駿州田中ヘ移リ、程未不レ歴シテ、慶安元戊子年、又五千石ヲ御加増有テ遠州掛川ノ城ヘ交替シ、總テ三萬石ニ成テ入部ス。彌忠勤ヲ抽ケルニ、萬治元戊戌年十一月朔日ニ病死ス。實子ナク、唯女子一人アリ。是ヨリ先ニ土木木工之介雄氏ニ嫁ス。此故ニ、領知不レ殘被ニ召上、諸道具家財ハ彼一女ニ賜ル。此家、早雲入道ヨリ六代ニシテ斷絶ス。

松平大隅守重勝能見家

松平和泉守信光之八男次郎左衛門光親ハ參州能見ニ住シテ、其家ヲ能見ト號ス。其孫次郎左衛門重吉、神君奉レ仕勇名アリ。其嫡子傳一郎重利、尾州房山ニ於テ戰死。其弟重勝其家ヲ繼、大隅守ト號ス。上總介忠輝卿ニ被レ附、越後三條ノ城ヲ領ス。元和年中、下總國關宿城ヲ賜ル。今松平筑後守家也。紋所雪笹カヘ紋七ツ星、此庶流ハカタハミヲ紋ニ附ル。松平庄右衛門、松平庄九郎、松平新八郎、松平傳一郎、松平右門、松平數馬、此御旗本衆ハ此能見ノ支族ナリ。

本丸

一、玄關廣間大書院等は北條氏重の普請也。釘隠に三ツ鱗の紋あり。

氏重が子勝長は、寛永十八年八月二十日、新石一萬石、餘久能へか遠州掛川ノ城ヘ移リ、程未不レ歴シテ、慶安元戊子年、又五千石ヲ御加増有テ遠州掛川ノ城ヘ交替シ、總テ三萬石ニ成テ入部ス。彌忠勤ヲ抽ケルニ、萬治元戊戌年十一月朔日ニ病死ス。實子ナク、唯女子一人アリ。是ヨリ先ニ土木木工之介雄氏ニ嫁ス。此故ニ、領知不レ殘被ニ召上、諸道具家財ハ彼一女ニ賜ル。此家、早雲入道ヨリ六代ニシテ斷絶ス。

- 一、臺所勝手の間等は牧野家の普請也。釘隠に三ツ栢の紋あり。内匠頭殿か、備前守殿か、不レ知。
- 一、小書院は板倉の普請也。釘隠に九曜の紋有。本丸古より有之候儘にて、修復せるか、又は新に建つきたるか、未レ知。

一、武器藏の側に古き鐘有、北條氏重打入の節鑄レ之。惺窩先生の門人杏庵堀正意の銘也。左に記す。

世喜宿城鐘銘

北條出羽守平氏重者、世胃源家貴種也。依ニ鈞命ニ爲ニ平姓、繼ニ北條絶、近侍幕下。寛永庚辰歲、轉ニ遠州久野、倍秩移ニ下總國葛飾郡世喜宿城、爲ニ一方藩屏。到レ任之日、列官相賀、士人歡迎。於是相ニ舊城頽廢、繕宇葺レ墻、防嚴悉備。又郭内鐘久而追蠹。今茲冬命ニ治工、新鑄レ之、以掛ニ于門樓。定ニ刻時、分ニ昏旦、此亦治國通義也。使其君子立ニ武毅、思ニ文德、其小人覺レ睡、允起レ懶惰。鐘之爲レ德大矣哉。銘曰、

關中要衝	地之爲レ靈	世喜宿前	鷺洲雁汀	下河邊外	鳧嶼鶴亭	維此大鐘	響起ニ寸筵
海鯨哮吼	淵龍出聽	臣僕警レ夜	黎民戴レ星	不レ假ニ漏刻	豈或風鈴	二六立レ限	遠近盡寧
厚生利用	長存ニ典刑	嗚呼治績	上頭刻レ銘				

寛永十八年辛巳冬十二月

杏庵 雙正意記

治工 大川吉久

三階 寛文十年庚戌春より普請始り、同十二月朔日成就。奉行角田作之右衛門、中川甚五左衛門、大工頭平井太右衛門。

城米藏 武器藏 藏

關宿傳記

〇二之丸 天神社龜井戸天神之寫也。△將監曲輪トモ云。

禿倉は寶倉はこら即ち祠である

龜戸村東安樂寺宮社建立之由來。明曆三年、罹回祿之變、武陽御城及炎上。依之久世大和守廣之御經營、惣奉行御側の勤より仰付られ、淺草川の向本所に御普請小屋出來して、自諸方運送虹梁材木如山堆、大工、諸職人、人夫等は無限群集して造作あり。追日武陽繁昌ゆゑ、武士屋敷不足なれば、本所に於て縦横に堀をほり、運送の便よく、武士屋敷、町屋等出來し、引移けり。奉行徳山五兵衛、山崎四郎左衛門仰付られ、相勤られし也。大和守爲巡見、右兩人を相伴ひ、本所に至り、龜戸村郷長太郎左衛門を召出し、申含られけるは、如是の新地には鎮守社建立し、參詣の貴賤往來絡繹たる時は、所も自然と繁昌し、炊烟も賑ふためし也。神は人の敬に仍て威を増し、人は神の徳に仍て運を添とは、日本神國の遺風なり。此邊に神社の舊跡あらは建立し、祭祀を執行ひ可然と、兩奉行と相談有し所に、尤同心なり。太郎左衛門畏り申上けるは、あれに見え候禿倉は天神の舊跡にて、民間之者とも尊崇仕候と、委細に申ければ、大和守聞届け、執政へ被相達、七十間に四十間餘の地、諸役免許除き地に成し、此地に宮社建立し、菅原鎮座ましますへし。別當は上野御門主へ申上、仰付られ候様に可奉願。尤其旨、我等方よりも可申達也と郷長に申付られ、則奉願候所に、筑州太宰府の天神の社人の一類大鳥居三郎左衛門、出府して御門跡へ拜趨せしむるゆゑ、幸に仰付られ、菅原信祐と號し、別當と成て盡丹誠、建立宮社日々繁榮す。太宰府の社人と心を合せ、緣記神寶も到來し、造營の神社宰府を模し、東安樂寺と稱す。堂上方菅神の苗裔高辻殿、初信祐に心を添られ、密に叔聞にも達し、神光日々に新也。上棟の札には久世大和守并に徳山五兵衛、山崎四郎左衛門三人記したるよし、信祐申達けり。偕又、太宰府の國守たる故、松平右衛門佐光之尊崇ありて拜趨、雄劍、眞太刀寄進等度々也。連歌座敷を造作し、泉水、遣水、游魚多し、參詣の輩羣集し、無比類佳景驚目けり。執政の列久世大和守、土屋但馬守招請し、於連歌座敷饗應ありしに、其支度は右衛門佐光成より助成也。偕、大和守寛文三年癸卯八月、執政に補せられ、翌年四月廿五日、加祿二萬石拜領。同九年六月二十五日、總州關宿城地一萬石加祿拜領。延寶七年己未六月廿五日卒す。菅神、延喜三年二月廿五日、於太宰府薨給ふ。依之信祐申けるは、東安樂寺は和州君御草創同然也。菅神感應ましくて加護ありて、廿五日毎に吉事あり。終焉の日も同日に相當る事、不可測の靈驗と、折々申出けり。關宿城の鎮守は菅神をまつり、二の丸に社有て天神郭と云。菅神御自筆の影像を寫し、並に緣起一軸、信祐彼社へ奉納し、大和守正直の頭を照し、冥加ある符を顯しけり。右の緣起、天神別當關宿臺町昌福寺へ其節の寺社奉行中川甚五左衛門より相渡し、今に彼寺に有之。右緣起は菅神御終身の事、及び靈驗等の事を記せり。世の人、遍くしる所ゆゑ、爰に略す。信祐か跋あり。左に記す。

欽惟、筑前國太宰府 天滿宮者、往昔仕延喜聖主、預聞萬機、施仁政于民。薨後現神、神威照四海、及于今世。上從一人、下至萬民、無不傾渴仰首。粵征夷大將軍源家綱公、當御治世、天下尙安全。而人民誇淳素化、浴至治澤、武門日繁昌。而江城之地狹隘也。是故執政從四品拾遺源廣之朝臣、蒙

鈞命、開築下總國本庄之地、令營作家屋矣。嗚呼、廣之朝臣、其器寬厚、而出而預國家政、入而明三教之道、頗似菅神出世政矣。某生千載下、偶爲菅氏末流。遷坐聖廟于關東、而冀奉祝國家安鎮、有年。幸於被新邑賜

菅神出世意不明

一佳境、造建宮殿、構紺園、樹林蔭鬱也。終萬治二年、奉勸請神靈、而號東安樂寺。是併因太守之恩顧也。某參內院參、而奏達微心成功、有叙感被任叙法橋律師矣。一日、菅家嫡流亞相知長、黃門爲庸、參議豐長、拾遺在庸、與相謀而作爲緣起矣。神靈自畫之御影、有故將軍家爲寶物、每歲孟春、於營中、掛連歌之席。窃蒙免許拜寫之。爰和州大守、有勳功而增祿。去寬文九年、賜總州世喜宿城。郭內有天滿宮。素崇爲鎮守矣。因茲緣起、自畫之御影、書寫奉納彼社。而太守之後裔、所奉祈繁榮之無窮也。

延寶二年甲寅霜月吉辰

東安樂寺天滿宮別當

大鳥居律師信祐 朱印

城代屋鋪一軒、佐倉侯御預ノ中、取崩ニナル。

家老屋敷一軒、右同斷。

鹽硝藏一戸前。

此郭尤物淋しき所也。大木多く打繁り、湍水浸々と湛也。遠淺にして芙蓉、芙蓉等影しく生滋れり。予幼年の比聞しに、足輕某といふ者、秋の薄暮の事なるに、只一人、番所に加番の傍輩來るを待居けるに、大風の音しきりにせしゆゑ、戸を少し開て見ければ、風にはあらて、芙蓉の中を、大なる蜻蛉、屏のほとりに鳩二三羽下り居けるを、食はんとて追行けるが、鳩は皆飛ひ去りぬ。蜻蛉は屏を乗越して行けるか、頭は大なる犬の頭ほとにて、身は三尺斗も廻るへき松の幹ほとにみえしとぞ。

天神奉納の石燈籠二基あり。一つは天和二壬戌正月廿五日、加藤求馬之助盛澄寄進也。一つは牧野備後守殿家臣川崎氏安時寄進なり。

八幡、稻荷。同社。

右は古よりの鎮守とみえたり。年月不詳。猶知れる人に尋ぬへし。

三ノ丸

屋敷壹軒、明和中、佐倉侯御預り中、取崩ニナル。

鐘

鐘は寛文九年、先君自澄公就封の時、命して新に鑄せしむ。氏重の古鐘に換しむ。事は銘に詳也。

世喜宿城鐘銘

夫鐘者、内空而聲大、戒晨昏以約期、響遠近以聚衆、各利所用。城樓掛鐘、良有以也。下總國葛飾郡、世喜宿城、素架蒲宰。是前守北條氏重所舉也。然風霜古而發鏗不亮。寛文九年己酉六月二十五日、今執政從四品和州大守久世君廣之、辱蒙鈞命、増祿賜世喜宿城。七月十六日、就封、入城巡屬邑。施惠政之暇、更慮舊鐘之損而不利于用、而改鑄新鐘、以達衆耳之聽。而納其舊於城隅、存前守之名。於是舊制不失、新功彌彰、可嘉也。古曰、文德則錫鐘。又曰、聽鐘則思武臣。嗚呼、大守入則預國家之政、出則撫城邑之民。其風聲之大、豈鐘而已哉。乃應其求作之。銘曰、

下總之國 世喜宿城

地屬葛飾

樓懸華鯨

改換舊器

高揚新聲

靜兮空洞

動則雷轟

この鐘は現に元町にあり、吉原に現存する。其の鐘は、寛文九年、先君自澄公就封の時、命して新に鑄せしむ。氏重の古鐘に換しむ。事は銘に詳也。

晝夜刻分 上下界鳴 懶者可戒 睡而乍驚 應風遠聞 裂水底徹 迎日著鞭 送月轉轍
 山花綽約 江楓纈纈 或疾或舒 不塞不絕 未發含響 已發中節 智哉勝區 得斯人傑
 寛文九年己酉九月吉辰

弘文院學士 林 恕 撰

鑄師 椎名兵庫藤原吉寛

一、辰の門前道、向ふ土居迄三十間程もあるへし。此道、昔は橋成といふ。郷もこの道を長橋と云。此堀、昔は大川筋といふ。左もあるへし。滄幅廿七八間ばかり、水丈甚深し。蜻蛉すむよし謂傳ふ。安永三年七月、此滄の鯉鮒夥しく死して浮しよし、此時は佐倉倉侯關宿あつかり給ふ中也。是歲八月十三日、命ありて復吾侯關宿を給ふ。

安永八己亥八月五日、三の丸藏附中間彌太郎といふ者、一の藏脇土居の上に壹人逍遙せしに、此滄の中、大なる音一二度せし故、鯉なと躍りたるやと、其所を心を附て見居しに、鯉にはあらず。大棟の下あたりへ長さ六間程なる黒きもの浮へり。頭は蝦蟆の形のことく、身は比目魚杯のことく、ひそみてみえしよし。察するに、ひそみたるにはあるまし。水上へ身の少しみえたるなるへし。目は人の目よりは大きにみえしよし。其節、俄に毛立し、身軀すくむことく覺しゆゑ、早々部屋へ逃歸りし所、偏身火のことく熱出て、夜中、大に脊に汗を發し、翌日もなまくさき氣鼻に附て、食事する事あたはずといふ。

城外

一、上より祈禱これあり候稻荷二社、城下町三ヶ寺の中、不動院罷越。

城代長屋稻荷

右稻荷は寶永六年己九月、稻荷の宮、江戸より來り、同廿四日迄、宮有之。寺社奉行山口軍兵衛、監察某。

四ッ屋稻荷

右之外稻荷二社、是は足輕長屋に而祭之。上より構無之。

新長屋稻荷

享保十九年寅三月十二日、新長屋本ト矢場の跡へ、足輕共願に依て、稻荷の社建立。

追手長屋稻荷

臺町實臺寺之寺記

覺

一、松平因幡守殿、下總國從關宿元和二丙辰年四月中、美濃國大垣え御所替。

一、松平五郎殿、御年五歳に而從大垣信濃國小諸え寛永元甲子年四月中、御所替。

淨土宗 天機山光岳寺 禪宗 觀照山花林院

法花宗 寶樹山實相寺 法花宗 法清山實臺寺

右四ヶ寺、御家中付に罷成、此方えは後住御定、時々住寺は美濃國大垣并信濃國小諸え參申候。當地において

せはくは
せはくは
狭くの意

は、當寺并實相寺境内は御裏御門の内に有之候。明曆三丁酉年、板倉周防守殿御代、御用地に被召上候故、臺町下顯淨寺境内跡、爲御替地一兩寺へ被下候砌、慈眼院日念と申出家兼帶仕候。兩寺且那有之候得共、實相寺は寺内廣く、當寺はせはく有之候故、横四間、堅二十五間之大門被下候。依之實相寺を建立シ、實臺寺をば小屋掛之體に致し置、留守居持に罷成候事、五十年程に有之候。予日備、元祿九丙子年十月、牧野備前守殿御代住職被仰付候。同十一戊卯年十月奉願、同十二月、今寺内え引越申候。寶永六己巳年、客殿建立始、同七庚寅年、成就致、同十一甲午年、庫裡建立致候。鬼子母神、妙見祖師、蔓茶羅、其外御經、前候通り相調申候。

一、元祿年中に御改、松山新田申請候時分は、未右之寺内小屋懸之躰之時分に而有之候。依之右之通、直參之事斗言上仕候處、御目見宜敷被仰付候。猶以其後、吟味仕候所、聖跡殊に松平因幡守殿へ御由緒有之、應永年中之開基、三百餘年に罷成上は、上席并重而新田拜領可致事。

一、寶樹山實相寺、是は武藏國江戸淺草え引越、小諸にては無之候。安房國小湊誕生寺末寺に而御座候。

一、法清山實臺寺、甲州身延山久遠寺末寺に而御座候。當所は兩寺共に、當國正中山法花寺末寺に而御座候。如何成故と云事をしらす候。小諸實臺寺は永聖に而御座候。近き頃、松平下總守殿御菩提所に成候事も御座候。則下野國宇都宮に居在、夫より奥州白川え引越、同山形え引越、夫より備後國福山へ御所替之砌には、彼御家には無之候。寶珠山寺號は實臺寺山號違申候得共、彼御家之御先祖、寶珠院と申御戒名有之候由、法清山を御改被遊候。

一、奥州白川より彼地實臺寺五代目領支院日周聖人え、日匠聖人よりの授與蔓茶羅參申候。

以上寺記

一、花林院は松平因州の御父久松佐渡守殿の御法號のよし。天正年中、因州就封の御時、花林院・光岳寺兩寺を草創し給ふ。光岳寺は即傳通院殿也。因幡守殿御法號宗英大居士と稱す。因茲花林院を改て宗英寺と稱す。

一、宗英寺墓所の後、一構の森有、御所印塔と稱す。

永仙院殿の御石碑有。尤此所へ葬り奉りし也。事は鎌倉九代記に悉くみえたり。永仙院殿は晴氏公の御法號也。按するに、長祿元年、關宿打入りとあるは、水海村の事成へし。唯今の城へ引たる事未詳といへとも、意に晴氏公の時は只今の城成へし。水海村より三里の行程を経て、此所へ葬り奉るへき理なし。先年、猿島郡長湊村の大工何某、晴氏公御家來筋の者とやらん、喜連川侯え参り、相願ひ、金子拜領致し、晴氏公御墓所の雨屋を造立せし事あり。其節、古の大工喜連川へ参り、右の事相願し刻、此度は金子被下候得共、重而参るまじき旨、御阿有之候よし。今は雨屋も壞れてなし。永仙院殿の御法事は總州古河にてこれ有よし。

一、築田家の菩提所は山王村東昌寺なり。

一、寶曆年、中久保町中間部屋の側に、明地少々高き所ありしを畠に起しけるに、古き鎧の切れくになりたるを掘出せし事あり。何れの時の物たるを知らず。

一、關宿七郎と云物有と語る者あり。是は東國戰記に、關宿七郎を關宿七郎と誤寫せるを見ていへる成へし。江村をも江川村と誤り思へり。全文を下に擧ぐ。長祿元年より天正十八年迄、築田三代關宿に居れば、關宿七郎と云者無き事明らかし。但、長祿以前、關宿城ありしや、築田初めて城を築けるや、未詳之。

多賀谷下總守常重關宿を取事。

去程に、多賀谷下總守常重は、木口、塚田を召て仰けるは、關宿七郎を可討とて、千餘騎相添、伺られけり。兩人關宿の城を攻けれとも、城にも尾貫、市村等堅く守可戰、更に勝負付さりけり。塚田兵庫、木口に申けるは、此城急には落しかたし。一先ッ江村に引退、時節を窺ひ、可攻向とて引取、向ふ陣を取て居たりけり。關宿七郎、敵圍をときければ、大によろこひ、諸軍勢に酒肴を給ひければ、皆々悦、酒宴をなしけり。爰に西村か娘十六歳なりけるか、容色人に勝れ、情深き者なりければ、見る人戀慕ひけり。七郎殿此由を聞及はれ、城へ被召けり。西村申けるは、我娘、市村と縁組仕候と申ければ、七郎聽かず、城へ呼入れ、寵愛不淺。市村九内不安心におもひ、齋藤六郎、尾貫兵衛本より親き中なれば、我館へ招き申けるは、七郎殿無道にして我妻を奪ひ、城へ呼寄、寵愛し給へは、我堪忍なり難し。今夜城へ踏込、鬱憤を散せんと語りければ、二人是を聞て、暫く待候へ。我々城へ参り、能々諫て女を取戻し参らせんと、漸々なため、直に七郎殿へ右の次第を申ければ、七郎以の外に氣色を損し、汝よく聞け、未縁組せざる内、迎へ取たり。然るに、我妻杯とは惡き九内の所存哉と承引なし。二人重て申けるは、御説にて候へとも、市村、西村の娘と婚姻致さねとも、既に云名付極ると承り候。然るを押し迎て取給ふは邪也。世間の人々にかゝり給はん事、無是非次第也。其上、多賀谷と合戰の砌、壹人宛も味方附候こそ御爲と存候。此事御承引承はずは、市村下妻に参らんと、言を盡して諫けれとも、七郎更に不聞入。其儀ならば、下妻せざる先に打て捨へしとて、官川、松山に三百餘騎を相添、差向らる。二人大に驚き、御前を立て急き市村方に行、九内に對面して右の次第を語り、江村の寺へ落しけり。官川、松山二人、市村か家へ押寄けれ

下妻せざる先云々誤脱ある

引具し原文引くし

とも、壹人も不見。此由、斯と訴へければ、七郎大に怒り、楯は尾貫、齋藤かしらせ落したらん。何國までも追かけ、首取れと下知あれば、松山八郎、官川重藏二人、勢を引具し、跡を追かけ行く。去程に、市村九内江村の寺に参り、住持に對面し、右の次第を語り、跡より追手懸り候。隠し給はれと頼ければ、住持聞て、師且の事なれば、如何様とも我に御まかせ給へと、同宿若黨呼集、只今關宿より追手懸ると聞く。隨分防へしと申來る。且、神明の神主上木宮内の方へ人を遣し、右の次第を頼遣けり。かゝる所に、松山八郎、官川重藏、無程江村へ來り、文珠院に九内隠し置たりと聞付、直に押よせ、九内を出し候へと申入れけれども、方丈承引せさりければ、其儀ならば踏込て搦捕れと下知しければ、三百餘騎の者とも山門に込入れければ、寺院禪師、吳寺官耳二人の同宿二三拾人引連、山門に込入兵を二三度迄追出し、祕術を盡し戰けり。松山八郎是をみて、きたなし者とも、わつかの法師はらに切立られ、逃るといふ事がある。打破て九内を搦捕れと、采幣を振て下知すれば、山田次郎、西村東八、林九郎眞先に進んで切て入る。官川重藏四五千騎を引て惣門に込入、火を懸よと下知すれば、惣門の軒に火をかけた。折節、魔風烈しく、四方へばつと吹ちらし、猛火盛に燃上る。衆徒驚き、是を消さんとす。松山、官川大勢にて込入、右往左往に切て廻る。衆徒若干討れて、今ははや禪師、官耳貳人になりければ、官耳、禪師に向て曰、某爰にて可防。法印行末無覺束。方丈え参り、尋て何方へも落し給へと云ければ、禪師、然らば法印を尋て落すへし。跡より來れと方丈へ行、爰かしこ尋ければ、市村九内、法印拾五人にて敵四十騎の中へ切て入、戰しかは、今は五六人に打なされ、すてに危き所に、禪師長刀を廻して向ふ敵十四五人難伏せて、法印九内を救て裏門より落たり。火盛にしてめんろう、くわいろう作り並たる堂、伽藍、一字も不殘燒失す。官了は

官耳は官了か不明

四五千騎は四五十年前記三百騎の誤か合はねと餘騎相添